

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

2 所管事務の調査（報告）

- (5) 会計検査院の指摘に伴う川崎病院の診療費等に係る消費税相当額の返還について

資料 会計検査院の指摘に伴う川崎病院の診療費等に係る消費税相当額の返還について

病院局

令和4年11月24日

会計検査院の指摘に伴う川崎病院の診療費等に係る消費税相当額の返還について

1 新型コロナウイルス感染症患者の診療費等の負担の概要

検疫所は、検疫法等に基づき、入国者に対して新型コロナウイルス感染症の陽性患者のうち隔離が必要と判断した者について、感染症指定医療機関等に検査・治療を委託し、その診療費等を支払っている。

川崎病院では、令和2年度及び令和3年度において、東京検疫所からの依頼により、当該患者を受け入れ、検査・治療を行っており、患者退院後に東京検疫所と診療内容及び金額を確認した上で、診療報酬明細書等により請求し、診療費等を受領している。その診療費等には役務の提供に該当していることから診療報酬に消費税相当額を加えていた。

2 会計検査院の指摘

会計検査院から、検疫法に基づく入院に係る医療は消費税（地方消費税含む。）を課さない取引と消費税法に定められているため、東京検疫所から川崎病院を含む4医療機関への支払いは、消費税相当額分が過大であったと、東京検疫所が指摘を受けた。

3 返還について

現時点では請求されていないが、東京検疫所から請求があり次第、川崎市病院事業会計としては、過年度の支出となるので、予算科目「特別損失」の「その他過年度損益修正損」から返還額を支払うこととなる。

【返還額内訳】

	診療報酬明細書の数(人数)	受領額	診療報酬の額	返還額
令和2年度	20件(18人)	16,226,700円	14,751,902円	1,474,798円
令和3年度	22件(13人)	13,305,560円	12,096,334円	1,209,226円
計	42件(31人)	29,532,260円	26,848,236円	2,684,024円

4 今後の対応

(1) 消費税の更正の請求

消費税相当額の返還に伴い、税務署に必要手続きを確認し、既に申告納税している令和2年度及び令和3年度の消費税について更正の請求を行う。請求が認められた場合には、還付を受けることとなる（150万円程度と試算）。

(2) 再発防止の取組

このような診療の取扱いについては、消費税法等関係法令を十分に確認し、相手方とも情報共有した上で、適切に執行するように周知徹底する。

新型コロナウイルス感染症に感染した入国者に係る入院費の支払に当たり、支払う必要のない消費税相当額を含めていたため、医療機関への支払が過大

5 件 不当金額(支出) 4 2 5 8 万円

1 コロナ入院費等の概要

検疫所は、検疫法等に基づき、令和2年2月以降、入国者に対して新型コロナウイルス感染症の感染の有無について検査を実施し、その結果、陽性が確定した者のうち隔離が必要と判断された者について、感染症指定医療機関等(以下「医療機関」)に委託して、医療機関に搬送し、入院させた上で、治療等を行っている。そして、当該隔離は、本人の意思に基づくものではないことから、厚生労働省は、隔離に要した費用(このうち入院に係る医療に要した費用を「コロナ入院費」)の全額を国の負担とすることとしている。

また、消費税法等によれば、資産の譲渡等のうち健康保険法等の規定に基づく療養又は医療に類するものとして政令で定めるものについては、消費税(地方消費税を含む。)は課さないこととされており、検疫法の規定に基づく入院に係る医療はこれに該当する。このため、コロナ入院費には、消費税は課されないこととなる。

検疫所は、コロナ入院費、当該入院時に利用したサービスに係る費用等について、委託先の医療機関から提出された請求書等により、所要の確認を行って金額を確定し、医療機関に支払っている。

そして、我が国への入国者の多数を占める空港等を所管している5検疫所^(注1)は、元年度から3年度までの間にそれぞれの委託先である延べ98医療機関^(注2)に対してコロナ入院費等として計9億1829万円を支払っている。

(注1) 5検疫所 成田空港、東京、名古屋、関西空港、福岡各検疫所

(注2) 延べ98医療機関 成田空港、東京両検疫所において同一の10医療機関を、東京、名古屋両検疫所において同一の3医療機関をそれぞれ委託先としているため、純計では85医療機関となる。

2 検査の結果

5検疫所は、上記の延べ98医療機関のうち延べ19医療機関^(注3)に対して、元年度から3年度までの間に、コロナ入院費等として計5億6307万円を支払っていたが、当該支払に係る請求額の内訳を19医療機関から5検疫所に送付された請求書等により確認したところ、このうち計4億6966万円の支払に係る請求額には、コロナ入院費等に10%を乗ずるなどして算定した消費税相当額計4270万円が含まれていた。

しかし、前記のとおり、コロナ入院費については消費税は課されないこととなっていることから、5検疫所は、上記請求額のうちコロナ入院費に係る消費税相当額計4268万円を支払う必要はなかったと認められる。

したがって、支払う必要がなかった上記のコロナ入院費に係る消費税相当額を除くなどして適正な支払額を算定すると、計5億2048万円となり、支払額計5億6307万円との差額4258万円の支払が過大となっていて不当と認められる。

(注3) 延べ19医療機関 成田空港、東京両検疫所において同一の2医療機関を委託先としているため、純計では17医療機関となる。

検疫所名	医療機関数	支払額(A)	適正な支払額(B)	過大支払額(A-B)
		円	円	(注)円
成田空港検疫所	6	3億0878万	2億8182万	2696万
東京検疫所	4	5188万	4717万	470万
名古屋検疫所	4	9530万	9265万	265万
関西空港検疫所	4	9843万	9047万	795万
福岡検疫所	1	865万	835万	30万
計	19	5億6307万	5億2048万	4258万

(注) 過大支払額は、成田空港検疫所の委託先である2医療機関における請求金額の記載誤りによる過小支払額計10万円を差し引いた金額である。